

構造計算適合性判定業務手数料規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(総則)

第 1 条

この規程は、別に定める「構造計算適合性判定業務規程」に基づき、ハウスプラス住宅保証株式会社が実施する構造計算適合性判定業務に係る手数料（以下「構造計算適合性判定手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(構造計算適合性判定手数料)

第 2 条

構造計算適合性判定手数料は、委任された各都道府県別に別表のとおり定める。

- 2 構造計算適合性判定手数料は、構造計算を大臣認定プログラムによる場合または、国土交通大臣が定めた方法による場合に分けて区分し、延床面積に応じて定める。
- 3 前項の延床面積は、一の建築物ごとに算定する。ただし、建築基準法施行令第 36 条の 4 に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む。）は、それぞれ別の建築物とみなす。

(附則)

この規程は、平成 28 年 2 月 17 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。（社名のみ改定）

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

(単位:円／1 棟あたり)

構造計算適合性判定手数料

指定を受けた業務区域

青森県、秋田県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、岩手県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県
都道府県から委任された業務範囲に限る(構造計算適合性判定業務規程 別表1)

建築物の床面積の合計	大臣認定プログラムを使用した判定	左記以外の方法による判定
1,000㎡以内のもの	216,000 円	216,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	276,000 円	276,000 円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	349,000 円	349,000 円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	514,000 円	514,000 円
50,000㎡を超えるもの	859,000 円	859,000 円

※構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の 2 以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の 2 以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。